

号外 第66号 令和2年(2020年) 11月30日(月) (每週 火·金発行)

### 目 次

○熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

····· (病院局総務経営課)

1

## 登載依頼

# 熊本県病院局管理規程第12号

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和2年11月30日

熊本県病院事業管理者 吉 田 勝

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本県病院局職員の給与に関する規程(平成20年熊本県病院局管理規程第5号)の一 部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(会計年度任用職員の期末手当の支給に係る特例)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる会計 年度任用職員に対して令和2年12月に支給する期末手当の支給割合(期末手当基礎額(第2条第4項の規定によりその例によることとされる熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則の適用を受ける者の期末手当に関し同規則第20条第4項の規定により その例によることとされる常勤職員の期末手当の額の算定に用いる期末手当基礎額をいう。)に乗じる割合をいう。)は、第2条第4項の規定にかかわらず、100分の13 する。附 0 と

この規程は、令和2年12月1日から施行する。